

- 細菌（ヨ一ネ菌）を原因とし、数か月から数年間と長い潜伏期間の後に慢性の水様性下痢、泌乳量の低下、削瘦等により生産性を著しく低下させる反すう動物の疾病。治療方法やワクチンはない。
- 定期的な検査による感染牛の早期摘発・とう汰が重要。
- 2006年11月に「牛のヨ一ネ病防疫対策要領」を策定し対策を推進。
(2008年スクリーニング抗体検査導入、2013年PCR検査導入（全部改正）、2024年4月スクリーニングPCR法導入)

現 状

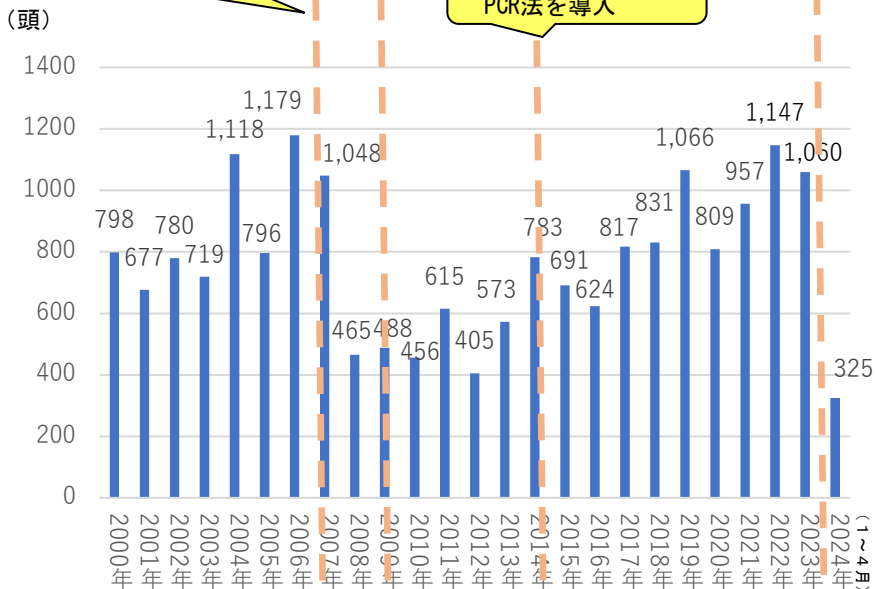
患畜頭数

2006年11月「ヨ一ネ病防疫対策要領」を策定

2008年スクリーニング抗体検査を導入

2013年リアルタイムPCR法を導入

2024年スクリーニング検査にPCR法を導入



対策の方向性

- 家畜伝染病予防法第5条の規定に基づく定期検査（少なくとも5年に1度、各都道府県が実施。
⇒検査強化による患畜の摘発・とう汰
- 患畜の殺処分命令と手当金の交付
⇒評価額の4/5を交付
- 牛のヨ一ネ病対策要領（2013年4月）
発生防止、早期発見及びまん延防止のための総合的な対策
 - ・予防対策：知識普及、衛生管理指導
 - ・牛の移動管理：清浄確認農場からの導入
検査陰性牛の導入
 - ・まん延防止措置：患畜が確認された農場は、集中的検査により清浄性を確認。
①同居牛の検査（年3回）
②①の後、さらに2年間同居牛の検査を実施（年1回）



国の支援策

- 家畜生産農場衛生対策事業
講習会の開催費、検査費用、感染リスクの高い同居牛等の自主とう汰費用、陰性証明書の交付費用等を支援

- ウイルス (BLV) を原因とし、リンパ肉腫 (腫瘍) を主徴とする牛・水牛の疾病。
- BLV感染牛のうち発症するのは数%。感染牛の多くは発症することなく経済動物としての役割を全うできる。発症すると消瘦、下痢、体表リンパ節の腫大等の症状を呈し、飼養農家の経営に大きな影響を与える。
- 治療法やワクチンはない。BLVを含む血液や乳汁を介して感染するため、吸血昆虫対策や複数牛への同一注射針の使用等、人為的伝播を引き起こす行為の排除が重要。また、検査により農場内の感染牛を把握し、感染牛を計画的に更新するなど、中長期的な視点に立って着手可能な対策から講じることが重要。

現 状

	検査頭数	抗体陽性率
乳用牛	11,130頭	40.9%
肉用牛	9,834頭	28.7%

※調査期間：2009年12月～翌3月（乳用牛）、2010年12月～翌4月（肉用牛）



対策の方向性

- 衛生対策ガイドラインを策定(2015年4月)
 - ・ 人為的な伝播を引き起こす行為の排除
注射針、直検手袋の確実な交換
 - ・ 飼養者の自農場の浸潤状況の把握
 - ・ 経営状況等に応じた農場内感染拡大防止対策の実施
感染牛の計画的な更新
非感染牛由来の初乳給与、初乳の加温や凍結処理
ネットの設置等による吸血昆虫による機械的伝播の防止
感染牛と非感染牛の分離飼養
 - ・ 農場間伝播防止対策による伝播リスクの軽減
検査による非感染牛の導入
放牧場における感染牛群と非感染牛群の区分放牧



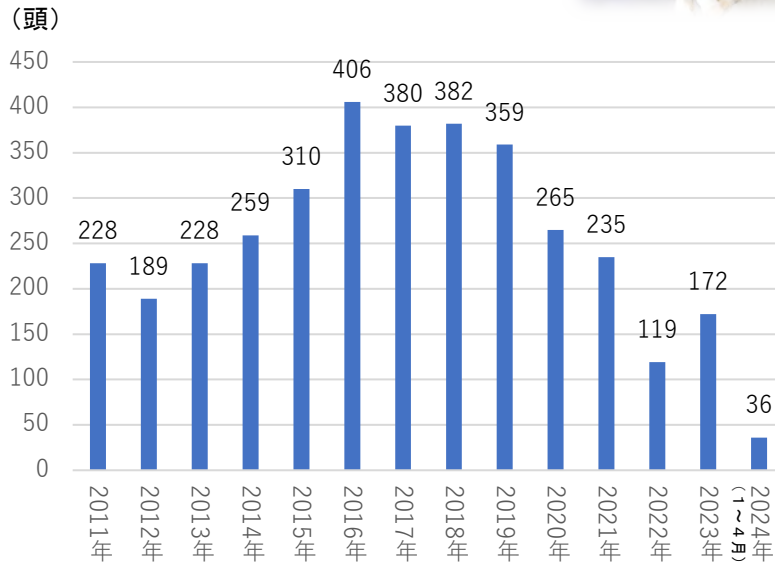
国の支援策

- 家畜生産農場衛生対策事業
移動予定牛や発生農場等の重点的な検査、吸血昆虫の駆除対策、高リスク牛の自主とう汰等の取組を支援
- 家畜共済
農場やと畜場で診断された牛について共済金を支払い

- ウイルス (BVDV) を原因とし、下痢、呼吸器症状、流産等多様な症状を示す牛の疾病。
- ウイルスを含む分泌物(唾液、鼻汁、糞便、乳汁、精液等)を介して感染。発育不良、産乳量、繁殖成績低下等の生産性の低下、免疫力低下による治療費の増加等から、経営上悪影響となる。
- 妊娠中に感染した母牛から生まれた子牛は持続感染牛 (PI牛) として生涯にわたりウイルスを排せつし続けて農場内において本病をまん延させる原因となるため、PI牛の摘発・自主とう汰が重要。

現 状

届出頭数



対策の方向性

○牛ウイルス性下痢・粘膜病に関する防疫対策ガイドライン (2016年4月)

感染源のPI牛を特定し、感染拡大防止を図ることが重要。

【発生予防対策】

- ・ 本病に対する知識の普及・啓発、適切な飼養衛生管理
- ・ **陰性牛の導入**、共同放牧場等における検査の徹底
- ・ **予防接種の励行**

【まん延防止対策】

- ・ PI牛摘発のための**定期的な検査の実施**
- ・ 摘発後の新生子牛に対する検査の実施
- ・ **自主とう汰の推進**



国の支援策

○家畜生産農場衛生対策事業

検査によるPI牛の摘発・とう汰、陰性牛の流通促進、同居牛へのワクチン接種による感染拡大防止等の取組を支援

- ウイルス（ランピースキン病ウイルス）を原因とし、皮膚の結節や水腫、発熱、泌乳量の低下等多様な症状を示す牛・水牛の病気
- 主にベクター（蚊、サシバエ、ヌカカ、マダニ等）による機械的伝播により感染。症状は不顕性のものから重篤なものまで様々で、不顕性感染牛の移動も感染拡大の要因となる。
- 発症牛の早期発見、隔離、ワクチン接種等による総合的な防疫対策が重要。

※機械的伝播…ベクター体内で微生物が増殖することなく機械的に運ばれること。



現状

<海外の発生状況>



- アフリカで流行
- 2010年代、中東の一部、トルコ、南ヨーロッパにおいて発生
- 2019年以降、アジアでの発生拡大
- 2023年及び2024年、韓国で発生

- 日本においては、
- ①発生した場合の経済的被害状況
 - ②伝播力
 - ③予防法及び治療法の有無
 - ④人への影響
- を考慮し、届出伝染病に規定

	伝播法	経済的被害	予防・治療
LSD	ベクター	ワクチン未接種で1~5%死亡	ワクチンあり 感染牛は治癒
BVD	飛沫等	PI牛は治療しない	ワクチンあり PI牛以外は治癒
EBL	ベクター	感染牛の数%発症	ワクチンなし 感染牛は治癒しない
AD	飛沫等	新生豚はほぼ100%死亡	ワクチンあり 感染豚は治癒しない

輸出入に係るWOAHコード

- 骨格筋：衛生条件なし (Safe commodities)
- 乳製品：①清浄国・地域の家畜に由来
②Codex Alimentarius Code of Hygienic Practice for Milk and Milk Productsに示された殺菌処理と同程度の殺菌処理又は衛生対策の組み合わせの対象になっていること

	主な対応	家畜伝染病 (鳥インフルエンザなど)	届出伝染病 (ブル・スチフなど)
特定症状の届出	届出義務	△ (口蹄疫、鳥インフルエンザなど)	-
	根拠条項と義務と	第13条の2	-
殺処分	根拠条項	第16条、第17条 (知事の命令)	-
	国庫負担	実費10/10 (口蹄疫等) 又は 4/5 (第58条)	-
畜舎等の消毒	所有者の実施義務	○	(自主的に実施)
	国庫負担	なし (家畜防疫員のみ○)	なし
移動制限	根拠条項	第25条	-
	国庫負担	○ 第32条 売上げ減少額又は掛かり増し経費の1/2 (第60条)	-

対策の方向性

○ 防疫対策要領を策定 (2024年1月)

【基本的な考え方】

発症牛の早期発見、隔離、移動の自粛又はとう汰、ワクチン接種等の総合的な防疫対策が重要

【発生の予防】

■ 水際対策

■ 飼養衛生管理基準の遵守

- ・ 殺虫剤散布等によるベクター対策
- ・ 定期的な健康観察、異状を認めた場合の早期連絡

【まん延の防止】

■ 真症牛等及び疑症牛等の隔離、移動及び出荷の自粛

■ 生乳、精液の移動及び出荷の自粛

■ 飼養器具等の清掃・消毒

■ ベクター対策

■ ワクチンの接種

支援策

○ 日本中央競馬会畜産振興事業

- ・ 国内での発生に備えて、令和6年度より20万ドーズのワクチンを備蓄
- ・ 発生時に、資材と備蓄ワクチンを無償配布

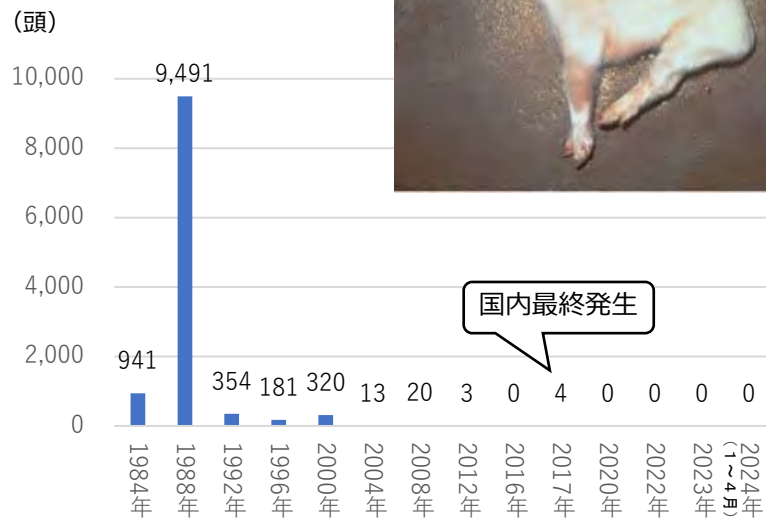
- ウイルス (豚ヘルペスウイルス 1) を原因とし、異常産や哺乳豚の死亡・神経症状を主徴とする豚の疾病。発症豚の分泌物 (唾液、鼻汁、糞便、乳汁、精液等) を介して感染。
- 感染豚では潜伏感染 (ウイルスが不活性化状態で体内に維持) が起こり、妊娠・輸送等のストレスによってウイルスが再活性化すると新たな感染源となる。

現 状

- 1981年に初めて発生し、全国に拡大。
- 本病の浸潤状況に応じて、地域ごとにワクチン接種や感染豚の早期更新等による清浄化対策を展開。
- 2023年1月、全都道府県が清浄県※に移行。

※清浄県：都道府県内の全ての地域が清浄化監視段階 (ステータスⅢ) 又は清浄段階 (ステータスⅣ) である都道府県。

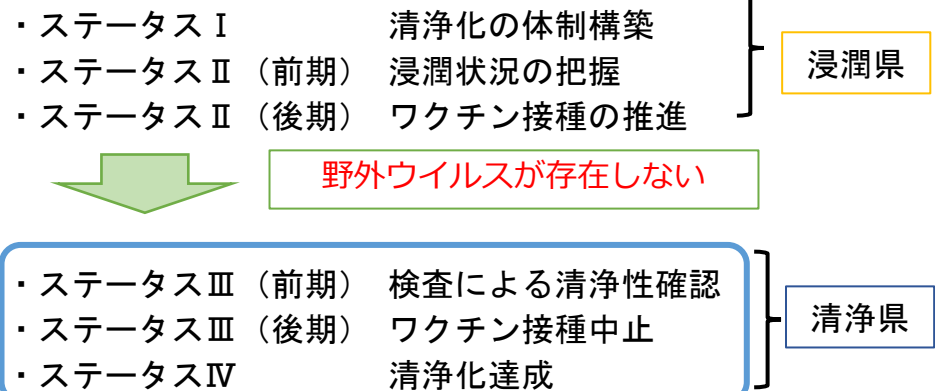
届出頭数



対策の方向性

- オーエスキー病防疫対策要領 (1991年3月。2017年3月最終改訂)
 - ・ 衛生的な飼養管理の徹底。
 - ・ 清浄豚の導入、浸潤地域ではワクチン接種 (識別) の励行。
 - ・ 抗体検査による野外ウイルス感染豚の摘発と早期更新。
 - ・ 地域ごとに疾病ステータスに応じた対策を推進。

(地域ステータス)



- ・ 全国が清浄県になったことを踏まえ、モニタリング検査や清浄度確認検査により**継続的に清浄性を確認**。